

古平町住宅リフォーム補助制度(令和2年度)

・町民の皆さんが、既存住宅の耐震改修や下水道接続工事、太陽光発電システム新設工事のリフォームを行う場合に予算の範囲内で工事費の一部を補助します。

※既に工事を始めていたり、工事が終わっているものは補助対象となりません。

対象となる住宅

古平町内の一戸建て住宅及び店舗や事務所併用住宅で、店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象となります。

対象となる工事

- ①リフォーム工事の補助対象工事費が20万円以上(消費税込)であること
- ②令和3年2月末日までに完了する工事であること
- ③耐震改修工事(昭和56年5月31日以前に建築又は着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性を有していないものに限る)
- ④太陽光発電システムの新設(パネルの増設・交換等は対象外)
- ⑤下水道接続工事

対象とならない工事

対象とならない工事の例は、次のような工事です。

- ①耐震改修を伴わないリフォーム工事
- ②補助対象工事を伴わない住宅の解体工事
- ③住宅とは別棟の車庫や物置のリフォーム工事
- ④住宅以外の別棟に電気を供給する太陽光発電システムの新設工事

補助金の額

- ①リフォーム工事費の30%で一戸当たり30万円が限度です。
- ②何回も補助金の交付は受けられず、1回限りです。

補助金額の特例

新規の下水道接続工事であって、個人町民税課税標準額が150万円以下の場合、補助金額が補助対象工事費の40%で上限40万円となります。

申し込みできる方

以下の条件を全て満たしている方です。

- ①古平町に住民登録している、又は6ヶ月以内に住民登録が見込まれる者であって、リフォームを行う建物に現に居住または居住予定であること
- ②申込者及びその世帯員それぞれの当年度個人町民税課税標準額^(注2)が、300万円以下であること
- ③下水道の供用区域内においては、接続済である若しくは今回のリフォーム補助制度において下水道接続工事を含むリフォーム工事を行う方^(注3)。

注2:個人町民税課税標準額については、役場 町民課税係までお問い合わせ下さい。

注3:下水道接続工事は、トイレと他の雑排水の全てを下水道に接続する必要があります。

申し込みについて

- ①申し込みは、古平町役場建設水道課管理係です。
- ②申請書、工事費内訳書、同意書及び写真を持参してください。
(写真は施工前で、施工する箇所・範囲を写したもの)

事務所等の下水道接続工事費に対する補助金の特例

次の要件を満たす法人又は個人が、町内に所有する事務所、工場、店舗、倉庫又は賃貸住宅などの住宅以外の建物^(注4)に下水道接続を行う場合にも、今回の補助制度を利用することができます。

- ①法人にあつては、町内に本店を有するものであつて、直前の事業年度の町民税法人税割が課せられていないこと。
- ②個人にあつては、申込者及びその世帯員それぞれの今年度個人町民税課税標準額が、300万円以下であること。(古平町に住民登録している者に限る)

注4:補助対象となる建物ごとに補助を行います。

なお上記以外にも補助制度の基準がありますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

古平町役場 建設水道課管理係
電話番号 0135-42-2181